

ブロードバンド全国整備に向けた 都道府県ロードマップ (Ver1.0)

平成 19 年 3 月

財団法人全国地域情報化推進協会



目 次

1	都道府県ロードマップの目的、留意事項	1
2	都道府県ロードマップ作成の基本的方向性について (平成18年11月 情報通信インフラ委員会決定)	5
3	平成18年度 都道府県ロードマップ (Ver1.0)	12
○	北海道	13
○	青森県	14
○	岩手県	15
○	宮城県	16
○	秋田県	17
○	山形県	18
○	福島県	19
○	茨城県	20
○	栃木県	21
○	群馬県	22
○	埼玉県	23
○	千葉県	24
○	東京都	25
○	神奈川県	26
○	新潟県	27
○	富山県	28
○	石川県	30
○	福井県	31
○	山梨県	32
○	長野県	33
○	岐阜県	34
○	静岡県	37
○	愛知県	40
○	三重県	42
○	滋賀県	44
○	京都府	45
○	大阪府	46
○	兵庫県	47
○	奈良県	48
○	和歌山県	49
○	鳥取県	52
○	島根県	53

○ 岡山県	54
○ 広島県	55
○ 山口県	56
○ 徳島県	58
○ 香川県	60
○ 愛媛県	61
○ 高知県	62
○ 福岡県	64
○ 佐賀県	65
○ 長崎県	67
○ 熊本県	68
○ 大分県	69
○ 宮崎県	71
○ 鹿児島県	72
○ 沖縄県	73
○ 平成18年度 都道府県ロードマップ (Ver1.0) お問い合わせ先一覧	74
4 添付資料	76
○ 「次世代ブロードバンド戦略2010」(平成18年8月 総務省)	77

1 都道府県ロードマップの目的、留意事項

◆ 都道府県ロードマップの目的

我が国におけるブロードバンドの整備は、民間主導の整備により着実に進展してきており、平成 18 年 12 月末現在の状況は、A D S L、F T T H、ケーブルインターネット等のいずれかのブロードバンドを利用可能な世帯が約 95%（約 4,859 万世帯／約 5,100 万世帯）、F T T H等の超高速アクセスを利用可能な世帯が約 83%（約 4,221 万世帯／約 5,100 万世帯）となっています。

一方、同年 12 月末現在、過疎地域等のいわゆる条件不利地域等（投資効率が低く、一般に民間投資による事業展開が困難な地域をいう。以下同じ。）においては、採算性等の問題から、民間事業者による整備が進まず、未だブロードバンドが全く利用できない世帯が約 251 万世帯、また区域内でブロードバンドを全く利用できない町村が 30 町村存在しています。

これを市町村の人口規模別にみた場合、人口規模の小さい市町村ほど、全ての区域又は一部の区域でブロードバンドが未整備となっている割合が高くなっており、ブロードバンド・サービスを利用できる地域とできない地域との間に地理的なデジタル・ディバイドが生じています。

このようなブロードバンドの整備状況を踏まえ、政府では、我が国の新たな I T 戦略である「I T 新改革戦略」（平成 18 年 1 月 情報通信技術（I T）戦略本部決定）において、「2010 年度までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する」との目標が掲げられました。

これに加えて、総務省において、平成 18 年 8 月に、「次世代ブロードバンド戦略 2010」が策定・公表され、2010 年度までに、

- ① ブロードバンド・ゼロ地域を解消する
- ② 超高速ブロードバンドの世帯カバー率を 90%以上とする

ことが整備目標として掲げられたところです。

同戦略においては、当該整備目標のほか、ブロードバンドの整備に向けたロードマップの作成等の考え方、官民の役割分担、関係者による推進体制の在り方といった基本的な考え方がまとめられています。（図表 1 及び 2 参照）

同戦略を踏まえ、現在、全国レベル及び地域レベルにおいて、ブロードバンドの全国整備に向けた様々な活動が行われています。全国レベルの推進体制である財団法人全国地域情報化推進協会（A P P L I C）においては、地方公共団体、事業者等の参加により、ブロードバンドの整備状況や

整備に向けた活動事例等に関する情報を共有し、ロードマップ作成等の地域における取組に関する基本的な方向性の提示や整備マニュアル、ブロードバンドの整備・利活用事例集の作成等に取り組みました。

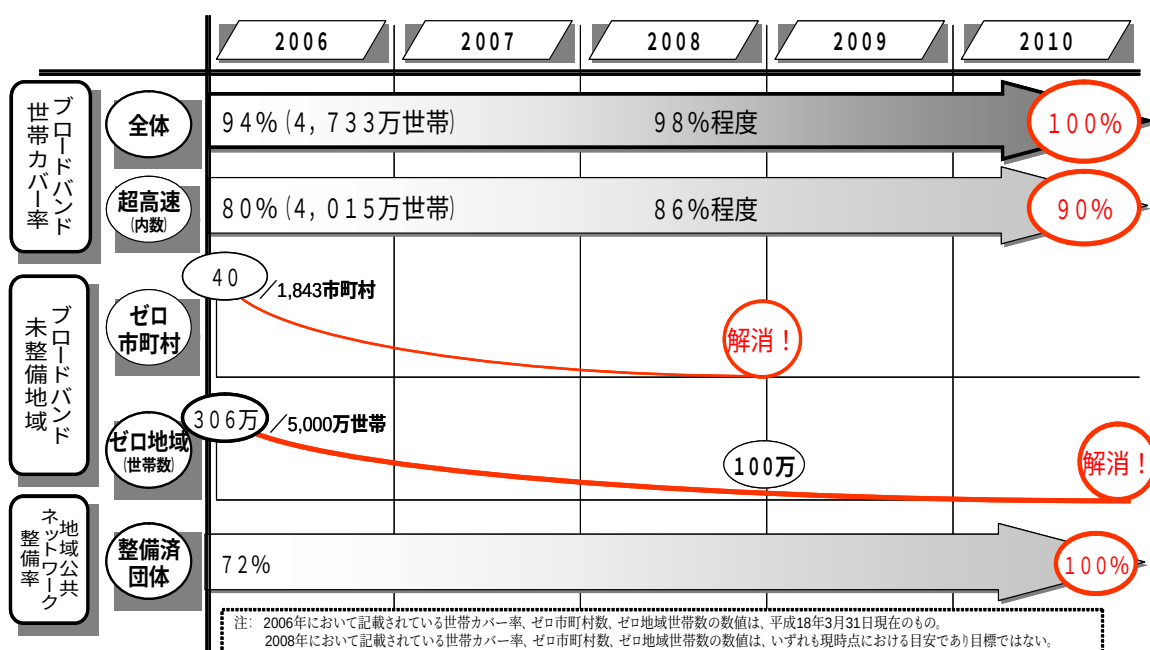
各地域レベルにおいても、地域の実情に応じて、都道府県、市町村、事業者、国（総務省総合通信局等）等が参加した推進体制の下、全国レベルの推進体制が示す方向性を踏まえ、都道府県ごとのブロードバンド整備に向けたロードマップの策定や具体的な取組事項等について、地域ごとに検討等を行ってきました。

この「ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ」は、このような地域レベルのブロードバンド推進体制において作成された都道府県ごとのロードマップについて、全国的な推進体制である(財)地域情報化推進協会（ＡＰＰＬＩＣ）において取りまとめ、公表するものです。

本ロードマップの作成、公表により、ブロードバンドの整備が遅れている地域等の姿を明確にするとともに、各地域における２０１０年度までのブロードバンド整備の目標をロードマップの形で示すことで、ブロードバンド・ゼロ地域の１００％解消に向けた取組や進捗状況等の情報について、様々な関係者が共有し、今後のブロードバンド整備の促進に向けた活動の実施に資することを目的としています。

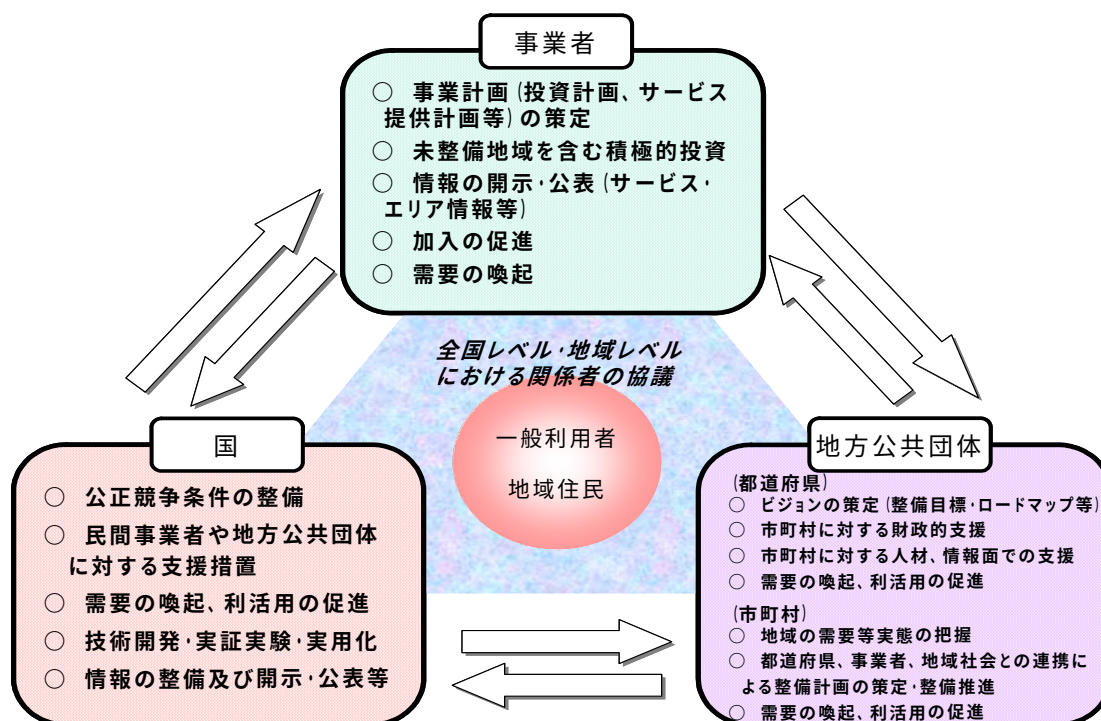
この都道府県ロードマップが、全国及び地域におけるブロードバンド整備推進の一助となれば幸いです。

図表1 2010年度へ向けたブロードバンドの整備目標



(出典:「次世代ブロードバンド戦略 2010」)

図表2 関係者の役割分担



(出典:「次世代ブロードバンド戦略 2010」)

◆ 全体的な傾向

(1) ブロードバンド・ゼロ地域ゼロの都道府県

2006年度末時点でブロードバンド・ゼロ地域が完全に解消すると見込まれる都道府県は、神奈川県、富山県、三重県の3県です。また佐賀県は、2008年度末までにブロードバンド・ゼロ地域の解消を目指しています。

(2) 超高速ブロードバンド世帯カバー率

2010年度までに概ね90%以上の世帯カバー率を目標としている都道府県が多くなっています。

(3) ブロードバンド・ゼロ町村

2006年末現在で30あるブロードバンド・ゼロ町村については、全国的に見て一定の地域に偏在している傾向が見られますが、一部を除き基本的に2008年度までに解消される見込みです。

◆ 留意事項

様々な要因により、現段階で2010年度まで全てを見通すことは困難な場合もあるため、少なくとも2006年度（平成18年度）版の都道府県ロードマップについては、各地域において現状で記載可能な範囲で策定しており、具体的な整備見通しを示した「計画」や「整備見込み」以外にも、「努力目標・構想」や「シミュレーション（試算・推計）」段階のものも含まれることをご理解ください。

また、2010年度における整備目標について、ほとんどの地域が100%を目標としている一方、一部に100%に達しない地域も見られますが、これも、作成主体が現時点での目標値として示した場合や、反対にあくまで現時点で利用可能な技術等に基づき具体的に整備可能な見込みを示した場合など、様々な位置づけのロードマップが混在していることから起こる現象であり、地域間の一律な数字上の比較は困難であることも申し添えます。

いずれにしても、今後、本ロードマップ（Ver1.0）については、今後のブロードバンド整備や関係者による各種取組の進捗状況等を踏まえ、順次内容を見直していく予定にしています。

都道府県ロードマップ作成の基本的方向性について

1 ロードマップ作成の目的

平成18年8月11日に総務省が公表した「次世代ブロードバンド戦略2010」（以下「戦略」という。）に基づき、我が国における2010年度までのブロードバンド・ゼロ地域解消等の目標の達成に資するため、都道府県単位を原則に2010年度までのブロードバンド整備の目標をロードマップの形で示し、その進捗状況を定期的に確認していくことは、ブロードバンド整備に携わる関係者のみならず、利用者である国民にとっても非常に有益と考えられる。

現在、我が国は世界最高水準のブロードバンド利用環境を有しているが、その整備状況には一定の地域間格差が見られ、地理的デジタル・ディバイド解消の観点からも、今後これまでに以上にブロードバンドの均衡ある全国展開が求められている。都道府県ロードマップは、各地域における2010年度までのブロードバンド・ゼロ地域の整備方針を示すものであり、本格的な高齢化社会の到来等数々の課題を抱える我が国地域社会において、住民生活の利便性向上や産業基盤の充実といった効果を通じて、地域の活性化や魅力向上等に資するための目標としても、重要な役割を果たすものと期待される。

2 基本的な考え方

都道府県ロードマップは、戦略において、事業者、都道府県、市町村等各地域における関係者からなる地域レベルのブロードバンド整備に関する協議の場・推進体制において、「都道府県を単位とすることを原則としつつ、地域の実情に応じて」作成することとされている。

この地域レベルの推進体制は、全国レベルの推進体制が示す基本的な方向性を踏まえ、総務省総合通信局も参画し、ロードマップの作成やブロードバンド整備に係る具体的な課題への取組等を行う関係者の協議の場として、構築・運営されるものである。

都道府県ロードマップは、以上のような都道府県を中心とする関係者の協働により、各地域の実情に応じて作成されることが適当である。また、作成後は、全国レベルのブロードバンド推進体制である本委員会において取りまとめられ、ブロードバンド整備の進捗状況を踏まえつつ、一定の周期で見直し、更新が行われていくことが望まれる。

3 作成上の留意事項

(1) ロードマップの作成主体

上述のとおり、都道府県ロードマップの作成は、都道府県を中心に、市町村、事業者、総務省総合通信局等、地域レベルの関係者の協働により行い、作成されたロードマップについては、全国レベルの推進体制（本委員会）において取りまとめ、公表する。

【関係者の役割分担】

① 事業者

電気通信事業者は、ブロードバンド整備の中心的存在として積極的に整備に取り組むほか、地域レベルの推進体制に参画するものとする。また、予め可能な限りブロードバンドに関する全国的な事業展開の計画を明らかにするよう努めるとともに、地方公共団体等との地域レベルの個別の協議の場等においては、具体的な事業展開の現状、事業展開の計画、事業展開にあたっての条件等を可能な限り明らかにし、条件不利地域等におけるブロードバンド整備にも積極的に参画・協力するものとする。

② 都道府県、市町村等

都道府県、市町村等の地方公共団体は、事業者、総務省総合通信局等との連携の下に、住民福祉向上の観点から、特に条件不利地域等におけるブロードバンド整備に積極的な役割を果たすことが期待されている。

地方公共団体は、ブロードバンド整備にあたり、都道府県ロードマップの作成及び同ロードマップに沿ったブロードバンド整備に資するため、地域における情報化計画の策定・推進、地域レベルの推進体制への参画や事業者等との個別の協議の場の設定、利活用促進を含むブロードバンドの需要喚起等に積極的に取り組むものとする。

③ 総務省総合通信局

事業者、都道府県、市町村等と密接に連携・協力しつつ、地域レベルの推進体制や事業者等との個別の協議の場において、情報提供、連絡調整、助言、財政支援等の各種協力を通じて、都道府県ロードマップの作成支援やブロードバンド整備に関する諸課題の解決に総合的に取り組むものとする。

④ その他

都道府県ロードマップの作成に際しては、上記関係者のほか、学識者、機器ベンダー、ISP事業者、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コンサルタント、NPO、地域住民等との幅広い連携が重要と考えられる。

(2) ブロードバンドの定義

「ブロードバンド」とは、高速インターネットアクセスを可能とする加入者系ネットワークを意味し、「高速大容量通信が可能」、「常時接続」、「双方向性」という一般的特性を有するものをいう。(2005年7月総務省「次世代ブロードバンド構想2010」(全国均衡のあるブロードバンド基盤の整備に関する研究会最終報告)) また、「高速インターネットアクセス」とは、音楽データ等をスムーズにダウンロードできるインターネットのことを、「超高速インターネットアクセス」とは、目安として30Mbps～100Mbpsの通信速度を持ち、精密な大容量映像データでもスムーズにダウンロードできるインターネットのことをそれぞれいう。(「e-Japan 戦略」2001年1月)

なお、「ブロードバンド」、「高速インターネットアクセス」を実効通信速度等で数値的に定義することについては、例えばデータ圧縮技術等の進歩により同一通信速度で伝送できる情報量が異なってくること等にかんがみても必ずしも適当ではなく、概ね上記のような情報のやり取りが可能となる速度を有することと定性的に定義することが適当である。

(3) 総務省「全国ブロードバンド・マップ」等との関係

平成18年8月から総務省のホームページ上で公表されている全国ブロードバンド・マップ (http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/broadband/index.html 参照) 及びこの基礎データ並びにブロードバンド加入可能世帯数の算出用のデータについては、地方公共団体や事業者の保有するブロードバンド整備に関するデータと合わせて、都道府県ロードマップを作成する際の現状把握等に資する基礎的なデータとしての活用が期待されるところである。

なお、総務省では全国ブロードバンド・マップの作成に細心の注意を払っているとのことであるが、同マップと実際のブロードバンド整備状況との間で情報の乖離や齟齬等が判明した場合には、関係者間で速やかに情報の共有や関連データの修正等を行い、常にブロードバンド整備状況の正確な把握に資することが重要である。

(4) 地方公共団体の情報化計画等との関係

地方公共団体によっては、地域情報化計画等を独自に策定して情報化政策を推進している事例が多々見られるところであるが、2010年度までのブロードバンド整備についても、当該情報化計画等の中に適切に位置づけられることが望まれる。

一方、地域情報化計画等において既に2010年度までのブロードバンドの整備目標や実施計画等を定めている場合には、当然にこれらの内容を都道府県ロードマップに適宜反映することになるものと考えられる。

(5) 地上デジタル放送等他の情報通信メディアの普及との関係

現行の地上アナログ放送が2011年7月を目途に終了する見込みであることから、現在全国各地で地上デジタル放送施設の整備が急ピッチで進められており、また、携帯電話のサービスエリア拡大も全国で行われているところである。

これらの情報通信メディアの普及については、基本的にブロードバンド同様、今後は条件不利地域等への展開が課題となっているが、こうした地域において光ファイバ等の高速大容量のブロードバンド・インフラを整備することによって、地上デジタル放送の再送信による視聴可能エリアの拡大や携帯電話の通話エリアの拡大についても、ブロードバンド整備と同時に実現することが技術的に可能となっている。

このような状況を踏まえれば、都道府県ロードマップの作成にあたっては、インターネットやIP電話などブロードバンドで通常利用可能なサービス以外にも、他の情報通信メディアの提供サービスの普及拡大を同時に実現し、地域住民への多様なサービスの同時提供を行う可能性についても十分検討することが、住民福祉や利便性の向上の観点から重要であり、かつブロードバンドの需要創出にも資するものと考えられる。

(6) その他

以上のほか、都道府県ロードマップ作成の詳細については、「都道府県ロードマップ作成要領」等を参照ありたい。〔別資料〕



都道府県ロードマップの作成要領(その①)

1 ロードマップ作成の基本スタンス

都道府県ロードマップは、2010年度までにブロードバンド全国100%整備に向けたビジョンや整備計画を作成するものであるが、現段階で作成するものは、現状で記載可能な項目について内容を埋めていき、今後関係者の取り組み状況を踏まえ、順次バージョンアップしていく性質のものである。

2 ロードマップの作成・公表主体について

- ① 都道府県ロードマップの作成は、都道府県を中心に、都道府県・市町村・事業者・総務省総合通信局等が協働で行う。
- ② 作成された都道府県ロードマップについては、全国レベルの推進体制であるAPPLIC情報通信インフラ委員会が最終的に取りまとめ、全国版のロードマップとして、全国レベルの推進体制であるAPPLICが公表する。

3 ロードマップの作成期限について

都道府県ロードマップは、平成18年12月末までの作成を目標とするが、地域の実情等に応じてその期限までの作成が困難な場合は、平成18年度内に全体版の取りまとめができるよう期限を調整し、その時点で最大限記載可能なもの(ベストエフォート版)を提出することとする。

4 整備目標の数字について

- ① 都道府県ロードマップにおける整備目標の策定に当たっては、平成18年度内に作成するものについては「努力目標・構想」や「シミュレーション(試算、推計)」段階のものも可とし、平成19年度以降、随時具体性を持った「計画」や「予定」にバージョンアップしていくように努める。
- ② 「整備済み」とした地域において、その地域内に未整備の地区が存在する場合には、その旨と今後の予定等を注記する。
- ③ 超高速ブロードバンドに係る整備目標については、各都道府県で一律90%以上とする必要はないが、現段階の整備状況・計画等を基に、2010年度までに可能な限り上積みした整備目標を記入するよう努める。



都道府県ロードマップの作成要領(その②)

5 整備対象地域・費用負担等について

- ① 整備対象地域やその費用負担、複数年度にわたる計画等について意思決定、記入できない場合は、暫定的な予定や方向性、考え方を記載する。
- ② 記入に当たっては、平成18年度現在において具体的な記載が困難な場合には、「今後整備計画策定予定」、「整備計画検討中」、「整備計画未定」等の記載も可とする。
(整備計画等の把握の際の類型例)
 - ・具体的な整備計画がある場合：整備計画の具体的な内容を記入。
 - ・整備計画を策定中であるが、整備時期が決まっていない場合：「〇〇年度以降整備予定」と記入。
 - ・シミュレーション（試算、推計）等がある場合：シミュレーション等の具体的な内容を記入。
 - ・整備の要望や意向はあるが、具体的な計画等がない場合：「構想有り」と記入。
 - ・費用負担、地域事情等により構想（検討・シミュレーション）も困難な場合：「未定」と記入。
- ③ インフラ整備の方式については、FTTH、DSL、CATV、FWA（無線）等及びこれらの組み合わせという整備するインフラの種別と民設民営、公設民営等の整備に当たっての関係者の役割分担を記載する。

6 期待される達成目標について

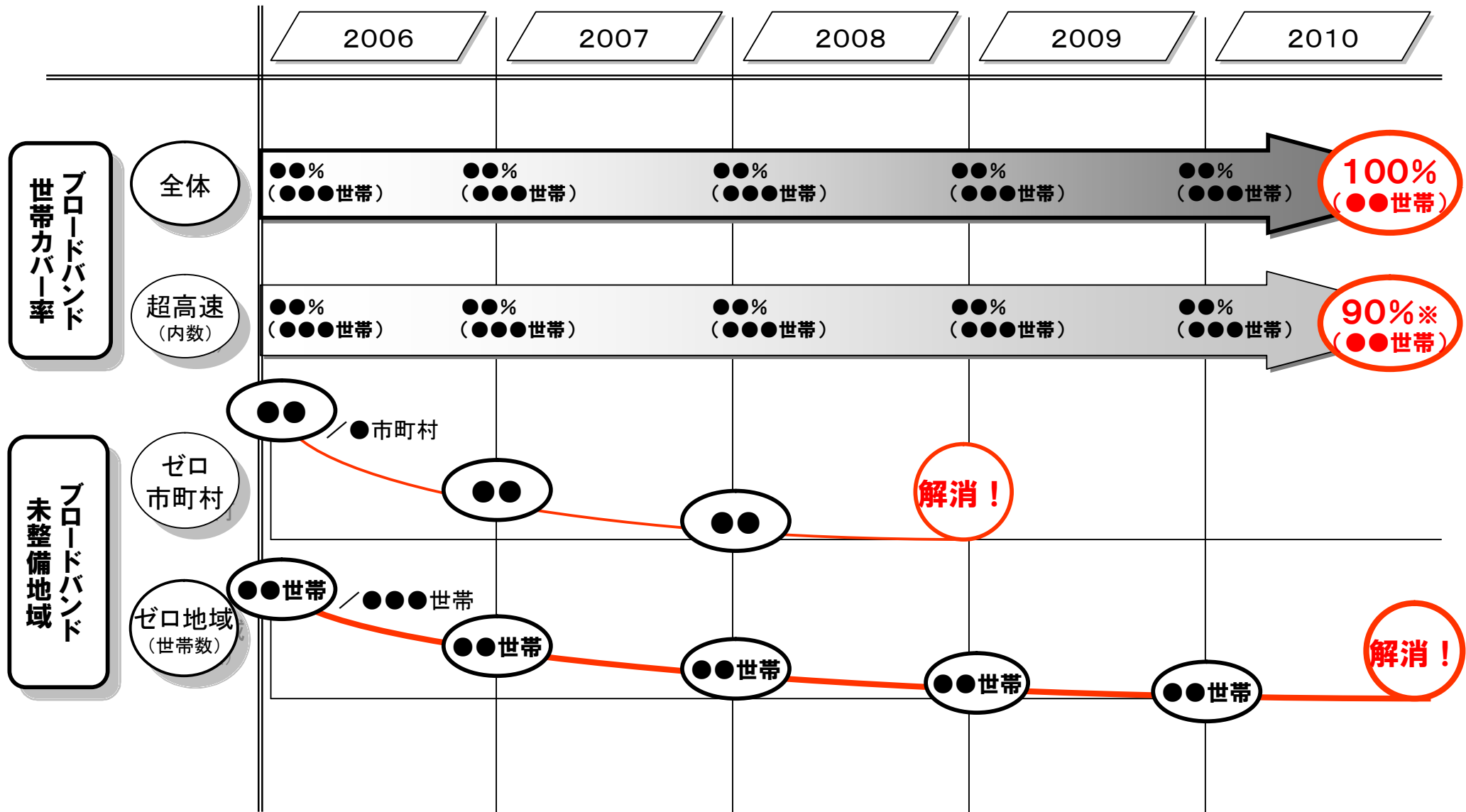
各年度におけるブロードバンド加入可能世帯数（率）の増加状況やその時点における状況等を記載する。

7 その他

- ① ブロードバンドの定義については、P2の3(2)によることとし、該当するか否か疑義が生じた場合は、個別に状況を把握し判断していくこととする。
- ② 参考資料として添付している「ブロードバンド整備マップ」については、現段階の計画を基に作成できる場合は添付する。
- ③ ブロードバンドの整備状況については、総務省作成の全国ブロードバンド・マップを目安としつつ、各地域においても適宜整備状況の把握を行う。また、整備状況に係る情報については、関係者の間で緊密に情報交換を行う。
- ④ 都道府県ロードマップは、平成19年度以降、毎年度定期的に更新するほか、必要に応じて随時更新するものとする。



2010年度へ向けたブロードバンド整備の目標【工程表】（例：●●県）



※ 各都道府県の整備状況等を考慮して設定予定。



整備目標の実現に向けた具体的な取組【フローチャート】（例：●●県）

◆工程表の裏付け（年度ごとにどのように対応していくのかできるだけ具体的に記入）

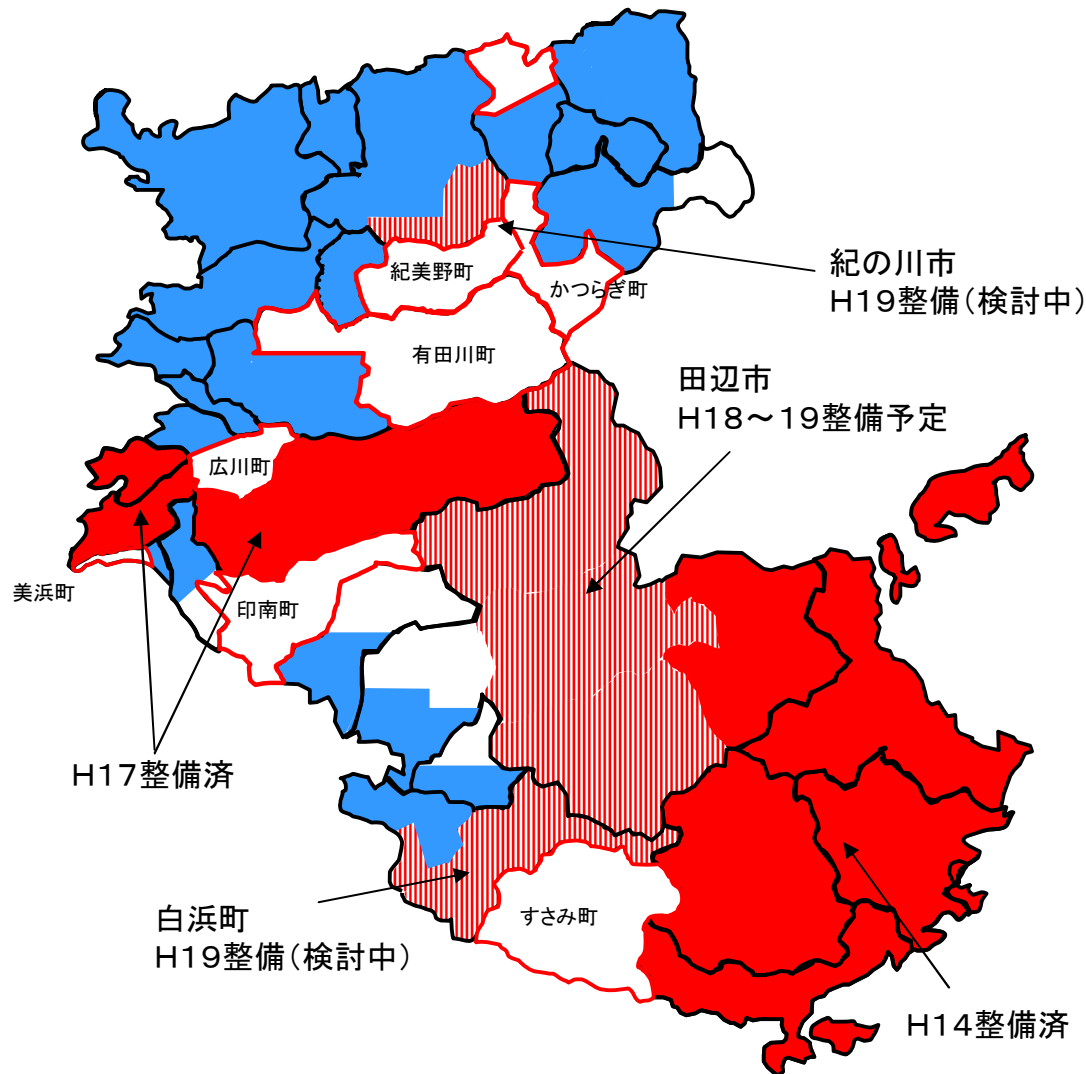
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
◆整備対象とする地域				
◆インフラ整備の方式 （種別・役割分担）				
◆費用負担等の検討				
達成目標	達成目標	達成目標	達成目標	達成目標
◆期待される達成目標				ブロードバンド 整備目標達成!!



(参考資料)ブロードバンド整備マップ

<和歌山県>

- ◆ブロードバンドの整備計画について、視覚的に確認出来るようなマップの作成
- ◆市町村単位での年度ごとの整備スケジュール 等



- 民間事業者の自主進出による基盤整備済みエリア (FTTH方式)
(※NTT西日本HPおよびケイ・オプティコムHPを基に県が独自に作成)
(H18. 5. 1現在)
- 国の補助事業によるケーブルテレビ網整備エリア
(自主進出との重複地域含む)
- 18~19年度に整備予定エリア
- 20~22年度に整備予定エリア

1 現状分析

- ① 都道府県内のブロードバンド世帯カバー率、ブロードバンド・ゼロ世帯数、ブロードバンド・ゼロ市町村や地域の把握
(ブロードバンド全体、超高速ブロードバンドの別に、総務省作成の町丁目字マッピングシステム用データ及び加入可能世帯算出用データ、地方公共団体及び事業者のデータを照合し、ブロードバンド未整備地域を確定する。)
- ② ①の事項について、都道府県内の分布状況を踏まえ、地理的特性等の属性を分析
 - ・ 地理的特性、人口特性、産業特性 等
- ③ ブロードバンド整備に関するその他のインフラ整備状況の把握
 - ・ 地域イントラネットの整備状況、地上デジタル放送普及状況 等
- ④ 以上を踏まえたブロードバンド整備に係る課題の抽出

2 整備方針の策定

- ① 課題解決のための多様な手段とその効果の整理
 - ・ 前項「現状分析」において抽出した課題への対応方針オプションとその効果を整理
- ② ブロードバンド整備方針の策定
 - ・ 都道府県として①の課題分析を基に、重点サービス・利活用法、重点インフラ・技術（F T T H、D S L、F W A等）、重点利用者層等のターゲット分析・検討
 - ・ 地域毎の整備時期等の決定
 - ・ 公設公営方式、公設民営方式、民設民営方式等の整備運営形態の検討
 - ・ 以上を踏まえ、ブロードバンド整備方針の策定
- ③ 具体的な取組みの検討
 - ・ 国の支援施策等を含めた関係者間の費用負担等の検討
 - ・ 人材面の支援
 - ・ 独自の整備マニュアルの作成等
 - ・ 効果的な利活用方策の検討・提示（地域住民によるサービス利用開発、コンテンツの発掘等）等

3 留意事項

- ① 全国レベルの推進体制との連携
 - ・ (財)全国地域情報化推進協会（A P P L I C）の情報通信インフラ委員会と緊密に連携・協力
- ② 関係者間の連携
 - ・ 都道府県、市町村、事業者、総務省総合通信局等の関係者が、計画の策定・実施の各段階において緊密に連携・協力

平成 18 年度 都道府県ロードマップ (Ver1.0)